

令和5年度
介護サービス事業者説明会

浜松市健康福祉部介護保険課

令和6年4月1日から
義務化される事項について

令和3年度介護報酬改定に係る
経過措置

目 次

令和3年度介護報酬改定に係る経過措置の事項について

虐待の防止	1
業務継続計画の策定等	10
居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置	12
介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止のための措置	21
認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	22
栄養管理	25
口腔衛生の管理	28

【参考資料】

介護保険最新情報 Vol.1174（令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について）	31
--	----

改正省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号））による基準省令の経過措置

1. 虐待の防止（附則第2条）
2. 業務継続計画の策定等（附則第3条）
3. 感染症の予防及びまん延防止のための措置
（附則第4条）
4. 認知症介護基礎研修受講の義務づけ
（附則第5条）
5. 栄養管理（附則第8条）
6. 口腔衛生の管理（附則第9条）

虐待の防止

対象

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等
／介護予防サービス等／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等
介護老人福祉施設
介護老人保健施設／介護医療院

虐待の防止

基準：虐待の防止

介護サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

虐待の防止

解釈：虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」
(平成17年法律第124号)

実効性を高める

- ・虐待の未然防止
- ・虐待等の早期発見
- ・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待の防止

基準：虐待の防止（委員会の開催）

一 事業所（施設）における虐待の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に**周知徹底**を図ること。

虐待の防止

解釈：虐待の防止（委員会の開催）

虐待防止検討委員会

- ・虐待等の発生の防止・早期発見
- ・虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討

虐待の防止

解釈：虐待の防止（委員会の開催）

構成メンバー

- ・ 管理者を含む**幅広い職種**により構成する
- ・ 構成メンバーの**責務**及び**役割分担**を明確にすることが必要
- ・ 虐待防止の**専門家**を委員として積極的に活用することが望ましい

虐待の防止

解釈：虐待の防止（委員会の開催）

具体的検討内容

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織
- ロ 虐待の防止のための指針の整備
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策
- ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価

虐待の防止

基準：虐待の防止（指針の整備）

二 事業所（施設）における虐待の防止のための**指針**を整備すること。

虐待の防止

解釈：虐待の防止（指針の整備）

指針の項目

- イ 事業所（施設）における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所（施設）内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者（入所者）等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待の防止

基準：虐待の防止（研修の実施）

三 事業所（施設）において、従業員に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的を実施すること。

虐待の防止

解釈：虐待の防止（研修の実施）

研修の内容

- ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を**普及・啓発**
- ・当該事業所（施設）等における指針に基づいた、虐待の防止の**徹底**

虐待の防止

解釈：虐待の防止（研修の実施）

研修実施頻度

施設系サービス・居住系サービス

年2回以上 + **新規採用時**

上記以外のサービス

年1回以上 + **新規採用時**

虐待の防止

解釈：虐待の防止（研修の実施）

研修の実施手法

- ・ 事業者が指針に基づいた**研修プログラム**を作成し、実施
- ・ 事業所内での研修で差し支えない
- ・ 研修の実施内容について**記録**すること

虐待の防止

基準：虐待の防止（担当者の設置）

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

虐待の防止

解釈：虐待の防止（担当者の設置）

- ・ 選任の**担当者**を置くことが必要
- ・ 虐待防止検討委員会の責任者と**同一**の従業者が務めることが望ましい

虐待の防止

基準：運営規程

事業者は、事業所（施設）ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。

（略）

虐待の防止のための措置に関する事項

（略）

虐待の防止

解釈：運営規程

運営規程に定める内容

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

虐待の防止

虐待防止に係る体制の確保



運営規程の変更



変更届の提出

変更日から10日以内に介護保険課へ

業務継続計画の策定等

対象

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等
介護老人福祉施設
介護老人保健施設／介護医療院

業務継続計画の策定等

基準：業務継続計画の策定等

介護サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、**利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画**（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

令和4年度末時点での策定率は全事業所のたった27%

業務継続計画の策定等

基準：業務継続計画の策定等

事業者は、従業員に対し、業務継続計画について**周知**するとともに、必要な**研修**及び**訓練**を定期的を実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の**見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画の**変更**を行うものとする。

⇒ 詳細は、「非常災害対策」を参照。

居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置

対象

居宅サービス等／地域密着型サービス／
居宅介護支援等
／介護予防サービス等／地域密着型介護予防
サービス／介護予防支援等

居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置

基準：衛生管理等

介護サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置

基準：衛生管理等（委員会の開催）

- 一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に**周知徹底**を図ること。

居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（委員会の開催）

構成メンバー

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む、**幅広い職種**により構成することが望ましい
- ・ 感染対策の**知識を有する者**については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい
- ・ 構成メンバーの**責任及び役割分担**を明確にするとともに、感染対策**担当者**を決めておくことが必要

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（委員会の開催）

開催頻度

利用者の状況など事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上**、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ**随時**開催

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（委員会の開催）

運営体制

- ・ **テレビ電話装置等**を活用して開催可能
- ・ 他の会議体を設置している場合、これと**一体的に**設置・運営することとして差し支えない

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

基準：衛生管理等（指針の整備）

二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（指針の整備）

平常時の対策及び**発生時**の対応を規定

平常時の対応

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）
等

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（指針の整備）

発生時の対応

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告 等

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（指針の整備）

連絡体制の整備

- ・発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、**明記**しておくこと

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（指針の整備）

その他

それぞれの項目の記載内容の例については、
「**介護現場における感染対策の手引き**」
を参照のこと

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

基準：衛生管理等（研修及び訓練）

三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を定期的
に実施すること。

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

研修の内容

- ・ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発
- ・ 当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

研修の実施頻度

年1回以上 + 新規採用時

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

研修の実施手法

- ・研修の実施内容について**記録**すること
- ・厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策向上のための研修教材」等を活用する等、事業所内で行うもので差し支えない

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

訓練(シミュレーション)の内容

感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

訓練の実施頻度

年1回以上

居宅サービス事業者等における感染症の予防 及びまん延防止のための措置

解釈：衛生管理等（研修及び訓練）

訓練の実施手法

実施手法は問わないものの、**机上**及び**実地**で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切

介護保険施設等における感染症の 予防及びまん延防止のための訓練

対象

地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設／介護医療院

介護保険施設等における感染症の予防及び まん延防止のための訓練

基準：衛生管理等（訓練の追加）

三 当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修**並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練**を定期的に実施すること。

介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止のための訓練

解釈：衛生管理等（訓練の追加）

訓練の実施頻度

年2回以上

認知症介護基礎研修 の受講の義務づけ

対象

居宅サービス等／地域密着型サービス／居宅介護支援等／介護予防サービス等／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援等
介護老人福祉施設
介護老人保健施設／介護医療院

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

基準：勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）

介護サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該事業者は、**全ての従業者**※に対し、**認知症介護に係る基礎的な研修**を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

解釈：勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）

介護に関わる全ての者の**認知症対応力**を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から実施するものであること。

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

解釈：勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）

※**全ての従業者**とは
介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者を指す。

義務付けの対象とならない者

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者

【具体的な資格等】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

解釈：勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）

新たに採用した従業員に対して

新規採用、中途採用を問わず、
採用後 **1年間**の猶予期間あり

栄養管理

対象

地域密着型介護老人福祉施設／介護老人福祉施設／
介護老人保健施設／介護医療院

栄養管理

基準：栄養管理

施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた**栄養管理**を計画的に行わなければならない。

栄養管理

解釈：栄養管理

令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、
栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして**計画的**に行う

栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、**併設施設**や**外部の管理栄養士**の協力により行う

栄養管理

解釈：栄養管理

栄養管理の手順

イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した**栄養ケア計画**を作成すること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

栄養管理

解釈：栄養管理

栄養管理の手順

□ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に**記録**すること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に**評価**し、必要に応じて当該計画を**見直す**こと。

栄養管理

解釈：栄養管理

栄養管理の手順

ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、**「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）第4**において示しているので、参考とされたい。

口腔衛生の管理

対象

地域密着型介護老人福祉施設／介護老人福祉施設／
介護老人保健施設／介護医療院

口腔衛生の管理

基準：口腔衛生の管理

施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

口腔衛生の管理

解釈：口腔衛生の管理

令和3年度より口腔衛生管理体制加算を
廃止し、基本サービスとして行う

入所者の口腔の健康状態に応じて、**計画的**に行う

口腔衛生の管理

解釈：口腔衛生の管理

管理の手順

- (1) 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を**年2回以上**行うこと。

口腔衛生の管理

解釈：口腔衛生の管理

管理の手順

(2) (1) の技術的助言及び指導に基づき、**以下の事項**を記載した、入所者の**口腔衛生の管理体制に係る計画**を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。

- イ 助言を行った歯科医師
- ロ 歯科医師からの助言の要点
- ハ 具体的方策
- ニ 当該施設における実施目標
- ホ 留意事項・特記事項

口腔衛生の管理

解釈：口腔衛生の管理

管理の手順

(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の**実施時間以外**の時間帯に行うこと。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）
計3枚（本紙を除く）

Vol.1174

令和5年10月4日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 3960）
FAX : 03-3595-3670

事務連絡
令和5年10月4日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素より御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして、下記のとおり周知いたしますので、各都道府県におかれましては、内容を御了知の上、管内保険者、サービス事業者及び関係団体等への周知に特段の御配慮をお願いいたします。

記

令和3年度介護報酬改定において、別紙1に掲げる改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっております。当該経過措置の終了まで約6か月となったことから、貴自治体におかれましては管内の事業所に周知するとともに、都道府県におかれましては、管内保険者及び関係団体等に対し改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、周知に当たって、広報資料（別紙2）をお送りしますので、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配布等に御活用いただきますようお願いいたします。

経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

別紙 1

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的の実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができるとする（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP） ▶▶▶



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

1 感染症対策の強化

対象：全サービス

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施。
- ・その他サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

2 業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

- ・業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象：全サービス

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。

- ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

対象：全サービス

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象：施設系サービス

○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。

- ・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象：施設系サービス

○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。

- ・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

対象：訪問リハビリテーション

○訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。

- ・事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。